

介護老人保健施設西光苑短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人光仁会が開設する介護老人保健施設西光苑（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護を含む。以下同じ。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 短期入所療養介護は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画を含む。以下同じ。）に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者を含む。以下同じ。）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設は、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設西光苑
- (2) 開設年月日 平成4年6月15日
- (3) 所在地 佐賀県伊万里市山代町 6545 番地 11
- (4) 電話番号 0955—28—1115 FAX 番号 0955—28—4888
- (5) 管理者名 古賀浩作
- (6) 介護保険指定番号 佐賀県指令4高第12号

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|------|-----------------------------------------|------------------|
| (1) | 管理者 | 1人 |
| (2) | 医師 | 1人(管理者を兼務) |
| (3) | 薬剤師 | 1人(非常勤、常勤換算0.3人) |
| (4) | 看護職員 | 8人以上 |
| (5) | 介護職員 | 20人以上 |
| (6) | 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1人以上 |
| (8) | 栄養士
管理栄養士又は栄養士 | 1人 |
| (9) | 介護支援専門員 | 1人 |
| (10) | 事務員 | 必要数 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、短期入所療養介護に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護計画等に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画等に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じると共に、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。また、要介護状態の区分変更及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成すると共に、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、食事の提供を行うと共に、栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画の原案をたてると共に、要介護状態の区分変更及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、当施設に関わる事務全般を担うと共に、適正な当施設運営の管理を図る。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護のサービスは、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、食事の提供及び栄養状態の管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

伊万里市、西松浦郡、長崎県松浦市の一円

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会時間は、午前10時から午後4時迄とする。ただし、原則として土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- ・ 消灯時間は、午後9時とする。
- ・ 外出・外泊は、事前の届け出を必要とする。
- ・ 飲酒は、行事等で当施設が許可する以外は、原則禁止とする。
- ・ 喫煙は、禁止とする。
- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 設備・備品は、自由に利用できる。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、日常生活に必要な程度とする。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込みは、原則禁止とする。（但し、必要がある場合には利用者の責任のもと管理すること。）
- ・ 外泊時等の当施設外での受診は、原則禁止とする。（但し、緊急時の場合は除く。なお、その旨は必ず当施設に連絡すること。）
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。

- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設管理者（又は代行者）を充てる。
- (2) 火元責任者には、当施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
 - ④ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービスの提供にあたって事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行うと共に、市町村、当該利用者の家族及び居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

2 当施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第16条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人光仁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 20 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催し、その結果について当施設職員に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行うものとする。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(虐待の防止に関すること)

第 21 条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を、定期的開催し、その結果について当施設職員に周知徹底を図る。

(2) 当施設における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に行うため、当施設に虐待防止の担当者を置く。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように入職時に誓約書を徴し、指導・教育を適時行うほか、当施設職員が本規定に反した場合は、民法上の損害賠償責任を負うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及びその他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、当施設内に掲示又はその書面を関係者が自由に閲覧できるよう当施設内に備え付けるものとする。

3 短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、当施設の役員会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成 27 年 11 月 1 日より施行する。

附 則

この運営規程は、平成 29 年 2 月 1 日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。